

第7回
美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 議 資 料

平成16年4月28日(水)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第7回美方町・村岡町・香住町合併協議会会議次第

と き：平成16年4月28日(水)

ところ：美方町総合センター

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

報告第21号 第6回及び第7回新町の事務所の位置等検討小委員会について

報告第22号 第4回及び第5回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について

(2) 協議事項

協議第29号 使用料、手数料等の取扱い(その1)について

協議第30号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第31号 地方税の取扱い(その2)について

協議第32号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第33号 介護保険事業の取扱いについて

協議第11号(継続)新町の名称について

6 その他

第8回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年5月12日(水) 13:30~

(2) 場 所 村岡町老人福祉センター

(3) 協議事項(予定)

協議第34号 使用料、手数料等の取扱い(その2)について

協議第35号 総務関係事業の取扱い(その1)について

協議第36号 企画関係事業の取扱い(その1)について

協議第37号 学校教育関係事業の取扱い(その1)について

協議第11号(継続)新町の名称について

7 閉 会

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員・顧問名簿

区 分	氏 名	職名・出身町	摘 要
規約第8条第1項 1号委員 (町長)	う え だ せ つ ろ う 上 田 節 郎	美方町長職務代理者	副会長
	い わ つ き た け し 岩 槻 健	村岡町長	会 長
	ふ じ わ ら ひ さ つ く 藤 原 久 嗣	香住町長	副会長(職務代理者)
規約第8条第1項 2号委員 (議長・議員)	よ し だ の り あ き 吉 田 範 明	美方町議会議長	議長
	ほん じ ょ う し げ の ぶ 本 城 繁 信	美方町議会議員	
	た に ぶ ち え い い ち 谷 淵 栄 一	村岡町議会議長	副議長
	い た さ か こ う じ 板 坂 公 二	村岡町議会議員	
	う え だ た か し 上 田 孝	香住町議会議長	副議長
	たちばな ひ で お 橘 秀 夫	香住町議会議員	
規約第8条第1項 3号委員 (学識経験者)	あ さ く ら と み ゆ き 朝 倉 富 征	美 方 町	
	い の う え い ち ろ う 井 上 一 郎		
	け ど き み ひ こ 毛 戸 公 彦		
	な か む ら は る や す 中 村 治 泰		
	み ず ま と く こ 水 間 徳 子		
	い し が き けん そ う 石 垣 健 三	村 岡 町	
	い の う え げ ん い ち 井 上 源 一		
	こ た に み ち こ 小 谷 道 子		
	に し お た か お 西 尾 高 雄	香 住 町	
	み よ し た だ お 三 好 忠 男		
い と う ま こ と 伊 藤 誠			
お か だ ひ さ こ 岡 田 久 子			
し ば さ き か ず ひ で 柴 崎 一 秀			
な か む ら さ と る 中 村 暁			
む ら せ は る よ し 村 瀬 晴 好			
規約第9条第1項 顧 問	な か む ら し げ る 中 村 茂	兵庫県議会議員	
	ま る が み ひ ろ し 丸 上 博	兵庫県議会議員	
	に し む ら り ょ う じ 西 村 良 二	但馬県民局長	

会 議 資 料

資 料 索 引

報告第21号	第6回及び第7回新町の事務所の位置等検討小委員会について	P 1 ~ P 5
報告第22号	第4回及び第5回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について	P 6 ~ P 10
協議第29号	使用料、手数料等の取扱い(その1)について	P 11 ~ P 19
協議第30号	補助金、交付金等の取扱いについて	P 20 ~ P 27
協議第31号	地方税の取扱い(その2)について	P 28 ~ P 32
協議第32号	国民健康保険事業の取扱いについて	P 33 ~ P 35
協議第33号	介護保険事業の取扱いについて	P 36 ~ P 41
協議第11号	(継続)新町の名称について	P 42 ~ P 46

報告第 2 1 号

第 6 回及び第 7 回新町の事務所の位置等検討小委員会について

第 6 回及び第 7 回新町の事務所の位置等検討小委員会について報告する。

平成 1 6 年 4 月 2 8 日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

第 6 回及び第 7 回新町の事務所の位置等検討小委員会について

第 6 回及び第 7 回新町の事務所の位置等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成16年3月22日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健 様

新町の事務所の位置等検討小委員会
委員長 藤原 久 嗣

第6回新町の事務所の位置等検討小委員会の報告
について

第6回新町の事務所の位置等検討小委員会を3月20日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

報告事項

1. 第6回新町の事務所の位置等検討小委員会（平成16年3月20日）

(1) 出席者

15名

(2) 協議事項

庁舎の位置について（継続）

(3) 協議経過

第6回協議会において承認された庁舎の位置を考える上での観点を踏まえ、具体的な庁舎の位置について意見交換した結果、次のような意見が述べられた。

道路交通事情と玄関性の向上、行財政経費の削減の観点から現村岡町の庁舎を候補地の一つとして検討していただきたい。

人口規模、産業集積、市街化形成、国・県の行政機関との連携、高規格道路とのアクセス等の観点から香住町域が一番ふさわしいのでご検討いただきたい。

3町の財政が非常に厳しく、行財政改革の観点から、庁舎の位置は暫定的に現在使用できる施設を中心に検討すべきであり、庁舎建設は新

町において考えるべきである。

庁舎はどの町も望んでいるが、客観的な判断が必要で、人口や産業の構造、生産高や購買力、将来の発展性などを重視しなければならない。

これらの意見を踏まえ、村岡町、香住町に本庁を置いた場合の比較検討を次回の小委員会で行うこととした。

平成16年4月27日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健 様

新町の事務所の位置等検討小委員会
委員長 藤原 久 嗣

第7回新町の事務所の位置等検討小委員会の報告について

第7回新町の事務所の位置等検討小委員会を4月26日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

報告事項

1. 第7回新町の事務所の位置等検討小委員会

(4) 出席者

15名

(5) 協議事項

庁舎の位置について(継続)

(6) 協議経過

庁舎の位置について、これまで委員から出された位置選定の観点の説明を事務局から受けた後、前回の小委員会で本庁舎について意見表示のあった村岡町、香住町からそれぞれ本庁舎の収容能力や規模、整備費用と財源等の考え方について資料に基づき説明がなされた。

村岡町からは、現役場庁舎と町民センターの使用による本庁舎の整備案、香住町からは、現役場庁舎の移転に伴う新庁舎の整備案並びに新庁舎完成までの現役場庁舎等の利用案が提示され、これらに対して、委員から次のような意見が述べられた。

本庁舎として村岡町の現役場庁舎と合わせて町民センターを使用することによる住民の文化・スポーツ活動への影響はないか、代替施設の整備が必要な場合はその財源等の見通しについても検討が必要である。

本庁機能を分散することにより庁舎整備費の軽減を図るよう検討が必要である。

新町において投資的事業がどの程度まで可能なのか財政計画を早期に示し、庁舎整備の他、均衡ある地域振興施策を展開するための財源の裏付けを検討することが必要である。

これらの意見を踏まえ、次回の小委員会において新町の財政計画の概要等を勘案しながら、継続して協議することとした。

報告第 2 2 号

第 4 回及び第 5 回議会の議員及び農業委員会の委員の
任期等検討小委員会について

第 4 回及び第 5 回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会につ
いて報告する。

平成 1 6 年 4 月 2 8 日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

第 4 回及び第 5 回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会
について

第 4 回及び第 5 回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員
会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告す
る。

平成 年 月 日承認

平成16年3月15日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健 様

議会の議員及び農業委員会の委員の
任期等検討小委員会
委員長 石垣 健 三

第4回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討
小委員会の報告について

第4回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会を3月13日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 報告事項

(1) 出席者

13名

(2) 協議事項について

1) 議会の議員の任期等の取扱いについて(継続)

2) 農業委員会の委員の任期等の取扱いについて(継続)

(3) 協議経過

1) 議会の議員の任期等の取扱いについては、協議の参考とするため、3町の議会議長から、3町合併における議会のあり方についての意向を伺った。3町の議長の意向を集約すると次のとおりである。

議員の任期については、合併特例を適用せず、合併から50日以内の設置選挙とすべきとの共通した考え方が示された。

定数については18名から最大26名の幅での考え方を述べられた。

選挙区の設定についてはその是非の両論が出された。

これらの各町議長の意向を参考にして、委員から次のような意見が出された。

行財政改革の観点からの議員数の検討が必要である。

広範な地域の住民の意見を反映する観点からの議員数の検討が必要である。

議員定数、選挙区設定の是非と関連して地域審議会についての検討が必要である。

次回の委員会（４月１２日）に、議員定数、選挙区等について継続して協議することとした。

２）農業委員会の委員の任期等の取扱いについては、選挙区を２つ設定することとし、美方町と村岡町を合わせた区域、香住町の区域の２つとするこことした。

選挙区ごとの定数については、平成１６年１月１日に調査し、同年３月３１日に確定した有権者数を考慮し、事務局から按分数値資料を次回の委員会（４月１２日）に提出することとして、継続協議することとした。

平成16年4月13日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健 様

議会の議員及び農業委員会の委員の
任期等検討小委員会
委員長 石垣 健 三

第5回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討
小委員会の報告について

第5回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会を4月12日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

2. 報告事項

(1) 出席者

14名

(2) 協議事項について

- 1) 議会の議員の任期等の取扱いについて(継続)
- 2) 農業委員会の委員の任期等の取扱いについて(継続)

(3) 協議経過

- 1) 議会の議員の任期等の取扱いについては、前回の各町議会議長の意向を参考にした意見交換に引き続き、今回、委員から次の意見が述べられた。

合併特例法による在任特例は適用しないで、原則として合併後50日以内の設置選挙を行うことで理解していただけないかとの共通した意見が述べられた。

定数については、18～26人の範囲内で、類似団体と比較し

た規模や激変緩和の観点等からの意見が述べられた。

選挙区については、新町一つの大選挙区が望ましいとの意見と合併後1期に限り旧町単位の選挙区制を導入すべきとの意見が出され、選挙区の定数配分の先進事例等の研究を行うこととした。

これらの意見に基づいて、次回(5月14日)の小委員会で継続して審議することを確認した。

2) 農業委員会の委員の任期等の取扱いについては、選挙区ごとの定数按分方法を有権者数(選挙人)割50%、農地面積割50%とし、美方町と村岡町を合わせた区域で12人、香住町の区域で8人とすることを確認した。

協議第29号

使用料、手数料等の取扱い(その1)について

使用料、手数料等の取扱い(その1)について提出する。

平成16年4月28日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

協定項目	3 - (4)	使用料、手数料等の取扱い
<p>手数料について</p> <p>1. 3町で差異のない手数料及び矢田川流域衛生一部事務組合の手数料については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>2. 3町で差異のある手数料については、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平の原則から、適正な料金となるよう合併時に統一を図る。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その1)	協議細目			
手数料一覧表(平成15年度)					
区 分	項 目		美方町	村岡町	香住町
	手数料の種類	単位			
戸籍	戸籍の全部・個人事項証明	1通	450円	同左	同左
	除籍の全部・個人事項証明	1通	750円	同左	同左
	除籍記載事項証明書	1件	450円	同左	同左
	戸籍記載事項証明書	1件	350円	同左	同左
	届出に基づく記載事項証明書	1通	350円	同左	同左
	届出の受理証明書	1通	350円	同左	同左
	届出の受理証明書(上質)	1通	1,400円	同左	同左
	戸籍の附票	1件(枚)	200円	同左	250円
	除籍の附票	1件(枚)	200円	同左	250円
	届出その他の書類の閲覧	1件	350円	同左	同左
住民基本台帳	住民票謄本(4人まで)	1件(枚)	200円	同左	250円
	住民票謄本(8人まで)	1件(枚)	350円	400円	500円
	除かれた住民票	1件(枚)	200円	同左	250円
	住民票記載事項証明書	1件(枚)	200円	同左	250円
	身分証明書	1件(枚)	200円	同左	250円
	外国人登録原票記載事項証明書	1件(枚)	200円	同左	250円
	外国人登録原票の写し	1件	200円	同左	250円
	住民票の閲覧	1件	200円	同左	250円
	住民基本台帳カード	1件(枚)	500円	同左	同左
印鑑	印鑑登録証明書	1件(枚)	200円	同左	250円
	印鑑登録証交付	1件	200円	無料	250円
船員法	雇入契約公認申請関係	1件	-	-	430円
	船員手帳の交付及び書換申請関係	1件	-	-	1,900円
	船員手帳訂正申請	1件	-	-	430円
	航行報告証明申請	1件	-	-	2,600円
	船長就退職証明申請	1件	-	-	870円
	船員手帳記載事項証明申請	1件	-	-	870円
税	納税証明	1件(枚)	200円	同左	250円
	課税証明	1件(枚)	200円	同左	250円
	固定資産に関する証明	1件	200円	同左	250円
	町税資料に基づく諸証明	1件(枚)	200円	同左	250円
	住宅用家屋証明申請	1件	-	-	1,300円
	税督促	1通	100円	150円	100円
介護保険	保険料督促	1通	100円	150円	100円
臨時運行許可	自動車臨時運行許可証	1車両	750円	同左	同左

参 考 資 料

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その1)		協議細目			
手数料一覧表(平成15年度)							
区 分	項 目		単 位	美 方 町	村 岡 町	香 住 町	
	手数料の種類						
屋外広告物許可	看板等	はり紙・はり札	100枚	300円	同左	同左	
		5㎡未満	1枚(基)	1,000円	同左	同左	
			5㎡以上10㎡未満	1枚(基)	2,000円	同左	同左
				1枚(基)	3,000円	同左	同左
	10㎡以上			15㎡を超えるものは、3,000円に15㎡を超える5㎡又は端数ごとに、1,000円を加算した額			
	アーチによるもの		1基	4,000円	同左	同左	
	宣伝車		1台	2,000円	同左	同左	
	アドバルーン		1個	800円	同左	同左	
	電柱・街灯利用広告物		1個	300円	同左	同左	
	標識利用広告物		1個	300円	同左	同左	
	車体利用広告物		1個	300円	同左	同左	
	広告幕		1枚	300円	同左	同左	
	立看板		1個	300円	同左	同左	
	のぼり・旗		1個	300円	同左	同左	
	その他の広告物		1枚(基・個)	300円	同左	同左	
鳥獣保護	鳥獣飼養許可証の交付・更新・再交付		1件	3,400円	同左	同左	
狂犬病予防	犬の登録		1頭(件)	3,000円	同左	同左	
	狂犬病予防注射済票交付		1件	550円	同左	同左	
	犬の鑑札の再交付		1件	1,600円	同左	同左	
	狂犬病予防注射済票再交付		1件	340円	同左	同左	
埋火葬	埋火葬証明		1件(枚)	200円	同左	250円	
被害証明	被害証明		1件(枚)	200円	同左	250円	
非農地証明	非農地証明		1件(枚)	200円	同左	250円	
漂流物等保管	漂流物、沈没品保管証明		1件(枚)	200円	同左	250円	
公図・図面等	公図、図面等の公文書の閲覧		1件	200円	同左	250円	
地縁団体	認可地縁団体告示事項証明		1件	-	-	250円	
	認可地縁団体印鑑登録証明書交付		1件	-	-	250円	
その他	その他諸証明		1件(枚)	200円	同左	250円	
水道	給水装置工事の設計		1件	設計金額の5%	-	7,000円	
	給水装置工事事業者の指定		1件	10,000円	10,000円	10,000円	
	設計審査(材料確認含む)	給水管 25mmまで	1件(回)	5,000円	500円	2,000円	
		給水管 30mm以上	1件(回)	口径区別なし	口径区別なし	4,000円	
	竣工検査	給水管 25mmまで	1件(回)	1,000円	500円	2,000円	
		給水管 30mm以上	1件(回)	口径区別なし	口径区別なし	3,000円	
	開閉栓		1件(回)	300円	500円	-	
	私設消火栓使用立会		1回	-	500円	-	
消火栓消防演習立会		1回	1,000円	-	-		

参 考 資 料

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その1)		協議細目		
手数料一覧表(平成15年度)						
		項 目		美方町	村岡町	香住町
区 分	手数料の種類		単 位			
水道	給水停止確認		1回	1,000円	-	-
	国県道占用申請		1件	-	-	5,000円
下水道	設計審査		1件	1,000円	同左	-
	竣工検査		1件	1,000円	同左	-
	占用申請事務		1件	2,000円	同左	-
	指定工事店指定(更新)		1件	10,000円	同左	同左
	責任技術者登録(更新)		1件	5,000円	同左	3,000円
	督促手数料		1通	-	-	100円
情報公開	開示請求		1件	公文書の公開に係る手数料は、無料 公文書の写しの作成に要する費用は、請求者の負担とする。 庁舎内に設置してある乾式複写機により複写できるもの 日本工業規格A列3番までの大きさの用紙1枚につき20円 庁舎内に設置してあるカラー複写機により複写できるもの 日本工業規格A列3番までの大きさの用紙1枚につき250円 外部の業者に委託しなければ複写できないもの 当該複写に要した費用 録音テープその他媒体の複製によるもの 当該複製に要した費用	同左	300円
	1. 公文書又は図画 香住町は(2~4、8を除く)	閲覧	100枚			100円
		撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧				1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額
		複写機により複写したものの交付	1枚			20円 A2判は60円 A1判は110円
	2. マイクロフィルム	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付				1枚につき130円(縦203mm、横254mmのものについては、530円)に12枚までごとに750円を加えた額
		用紙に印刷したものの閲覧	1枚			10円
		専用機器により映写したものの閲覧	1巻			300円
	3. 写真フィルム	用紙に印刷したものの交付	1枚			70円 A3判は130円 A2判は250円 A1判は510円
		印画紙に印画したものの閲覧	1枚			10円
	4. スライド (9を除く)	印画紙に印画したものの交付	1枚			30円 (縦203mm、横254mmのもの440円)
		専用機器により映写したものの閲覧	1こま(巻)			1巻につき400円
	5. 録音テープ (9を除く)又は録音ディスク	印画紙に印画したものの交付	1枚			120円 (縦203mm、横254mmのもの1,500円)
		専用機器により再生したものの聴取	1巻			300円
	6. ビデオテープ又は ビデオディスク	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻			600円
		専用機器により再生したものの視聴	1巻			300円
		ビデオテープに複写したものの交付	1巻			700円

参 考 資 料

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その1)		協議細目		
手数料一覧表(平成15年度)						
区分	項目	手数料の種類	単位	美方町	村岡町	香住町
情報公開	7. 電磁的記録 (フロッピーディスク) (5、6、8を除く)	用紙に出力したものの閲覧		公文書の公開に係る手数料は、 無料	同左	100枚までごとにつき200円
		専用機器により再生したものの閲覧又は視聴				0.5MBまでごとに550円
		用紙に出力したものの交付	1枚	公文書の写しの作成に要する費用は、請求者の負担とする。		20円
		フレキシブルディスクカートリッジ(フロッピーディスク)に複写したものの交付		庁舎内に設置してある乾式複写機により複写できるもの 日本工業規格A列3番までの大きさの用紙1枚につき20円		1枚につき80円に0.5MBまでごとに220円を加えた額
		光ディスクに複写したものの交付		庁舎内に設置してあるカラー複写機により複写できるもの 日本工業規格A列3番までの大きさの用紙1枚につき250円		1枚につき200円に0.5MBまでごとに220円を加えた額
		幅12.7mmのオープンリールテープに複写したものの交付		外部の業者に委託しなければ複写できないもの 当該複写に要した費用		1巻につき4,000円に1MBまでごとに220円を加えた額
		幅12.7mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付		録音テープ其他媒体の複製によるもの 当該複製に要した費用		1巻につき1,900円(日本工業規格X6135に適合するものについては、2,800円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ7,200円、9,800円又は16,800円)に1MBまでごとに220円を加えた額
幅8mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付			1巻につき1,250円(日本工業規格X6142に適合するものについては、2,450円、国際規格15757に適合するものについては13,400円)に1MBまでごとに220円を加えた額			
幅3.81mmの磁気テープカートリッジに複写したものの交付			1巻につき980円(日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ2,000円、4,150円又は6,000円)に1MBまでごとに220円を加えた額			

参 考 資 料

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その1)		協議細目		
手数料一覧表(平成15年度)						
区分	項 目		単位	美 方 町	村 岡 町	香 住 町
	手数料の種類					
情報公開	8. 映画フィルム	専用機器により映写したものの視聴	1巻	公文書の公開に係る手数料は、無料	同左	400円
		ビデオテープに複写したものの交付		公文書の写しの作成に要する費用は、請求者の負担とする。 庁舎内に設置してある乾式複写機により複写できるもの 日本工業規格A列3番までの大きさの用紙1枚につき20円 庁舎内に設置してあるカラー複写機により複写できるもの 日本工業規格A列3番までの大きさ用紙1枚につき250円		3,300円(16mm映画フィルムについては12,300円、35mm映画フィルムについては、14,000円)に記録時間10分までごとに1,550円(16mm映画フィルムについては3,650円、35mm映画フィルムについては4,450円)を加えた額
	専用機器により再生したものの視聴	1巻	外部の業者に委託しなければ複写できないもの 当該複写に要した費用	700円		
	9. スライド及び録音テープ	ビデオテープに複写したものの交付	1巻	録音テープその他媒体の複製によるもの 当該複製に要した費用		5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その1)	協議細目				
手数料一覧表(平成15年度)						
区 分	項 目		単 位	美 方 町	村 岡 町	香 住 町
	手数料の種類					
病院・診療所	診断書	普通診断	1通	2,000円	1,500円	-
		病状経過の複雑なもの	1通	-	-	5,300円
		病状経過の簡易なもの	1通	-	-	3,200円
		死亡診断書	1通	3,000円	2,000円	3,200円
		健康診断書	1通	3,000円	-	-
		追加診断書	1通	1,000円	-	-
		傷害福祉年金裁定診断書	1通	-	2,000円	-
		農業使用許可診断書	1通	-	2,000円	-
		恩給診断書	1通	-	2,000円	-
		鉄砲所持許可診断書	1通	-	2,000円	-
	証明書	普通証明	1通	1,500円	1,000円	-
		出生証明	1通	-	-	3,200円
		身体検査書	1通	-	1,000円	1,600円
		生命保険死亡証明病歴書	1通	-	2,000円	-
		簡易保険死亡証明病歴書	1通	-	2,000円	-
		診療費明細証明	1通	-	-	3,200円
		医療費控除証明	1通	-	-	1,600円
		入院・通院期間証明	1通	-	-	1,600円
	死体検案書	1通	5,000円	同左	5,300円	
温泉供給	温泉給湯申込	1件	-	-	3,000円	
	許可事項変更申込	1件	-	-	2,000円	

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その1)	協議細目					
手数料一覧表(平成15年度)							
区 分	項 目		単 位	美方町	村岡町	香住町	矢田川流域衛生一部事務組合
	手数料の種類						
廃棄物処理手数料	し尿収集処理手数料	基本料	1回				315円 但し、収集車に常備しているホース以外のものを接続したときは、その数に応じて基本料を加算する
		従量料	100リットル				1,365円 但し、1回の収集量が200リットルに満たないときは、200リットルとする
	浄化槽汚泥処理手数料		100リットル				614円
	ごみ処理手数料		10キログラム				82円

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その1)	協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容	
	養父市	手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に調整する。	
	朝来市	手数料に関すること (1) 4町で差異のない手数料及び朝来郡広域行政事務組合の独自の手数料については、現行のとおりとする。 (2) 4町及び朝来郡広域行政事務組合で差異のある手数料については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金となるよう合併時までに統一を図る。	

協議第30号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて提出する。

平成16年4月28日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

協定項目	3 - (6)	補助金、交付金等の取扱い
<p>補助金、交付金等については、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次のように調整する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 . 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、合併後1年以内を目途に統一の方向で調整する。2 . 独自の補助金等については、従来からの経緯及び実情に配慮し、新町において均衡を保つよう調整する。3 . 整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	補助金、交付金等の取扱い	協議細目				
補助金、交付金等一覧表	協定項目	補助金・交付金名	H16年度予算(千円)			
			美方	村岡	香住	
	議会関係事務事業の取扱い	委員会活動費交付金	720	1,035	1,021	
		議員福利厚生等交付金	84	208		
		議員海外研修補助金	135	0	400	
	総務関係事務事業の取扱い	区長協議会補助金	300	1,250	1,645	
		自治会活動保険補助金		271		
		自治振興対策交付金	3,500	4,312	10,966	
		若者交流促進事業費補助金(結婚対策)	500	2,000	600	
		各種団体交流事業費補助金(姉妹都市)	300	1,300		
		地方バス等公共交通維持確保対策補助金	1,000	11,151	19,100	
		全但バス運行協力助成金		6,312		
		但馬空港利用促進助成金	400	630	1,245	
		全但バス村岡営業所待合所整備事業費補助金		10,000		
		村岡高等学校体育振興費補助金		70		
		兔和野野外教育センター用地使用交付金		342		
		職員厚生費	410	823	1,628	
		区集会所整備等補助金	0	0	15,762	
		ふるさと香住塾			170	
		ふるさとまつり総合委員会補助金			4,500	
		町民号旅行事業補助金			200	
		町づくり見聞録事業助成金			200	
		町づくり運動補助金(花、人、歴史文化)	660		1,980	
		若者定住雇用対策補助金	1,500	4,240	270	
		地区区長会補助金(財産区)			750	
		企画関係事務事業の取扱い	村岡町産業クラスター研究会補助金		700	
			国内外交流事業助成金			200
		税務関係事務事業の取扱い	該当なし			
	住民関係事務事業の取扱い	香住地区沿岸警備協力会補助金			200	
		防犯協会補助金	340	582	1,000	
		福祉医療費助成(単独分)		8,478		
		寡婦医療扶助費	200	800		
		消防施設設置費補助金	0	403		
		分団運営費交付金			5,717	
		分団格納庫敷地料交付金			47	
		浸水家屋し尿汲取等補助金			50	
	環境関係事務事業の取扱い	集落内排水溝整備事業費補助金		232		
		矢田川まつり実行委員会補助金	0	600	0	
		クリーンむらおか推進協議会補助金		36		
		資源ごみ集団回収運動奨励金	342	1,533		

参 考 資 料

協議項目	補助金、交付金等の取扱い	協議細目			
		ごみ減量化推進事業費補助金	150	450	1,500
		ごみ収納庫設置事業費補助金	81	210	184
		火葬奨励補助金			240
		廃発泡スチロール処分等補助金			500
	保健医療関係事務事業の取扱い	温泉療法医認定研修会参加補助金		250	
		いずみ会補助金	130	76	396
		愛育会補助金	150	120	30
		外国人救急医療費損失補助金		1	
	福祉関係事務事業の取扱い	町福祉金(扶助費)	2,058	10,796	7,182
		村岡町ボランティア連絡会活動費補助金		77	
		町婦人共励会補助金	250	101	35
		心身障害者小規模通所援護事業費補助金	2,683	7,470	6,113
		心身障害者小規模通所授産施設運営事業費補助金			11,000
		知的障害者自立生活訓練事業費補助金		2,660	6,356
		市町ボランタリー活動支援事業費補助金	4,500	6,125	6,250
		町身体障害者福祉会補助金	380	367	135
		手をつなぐ育成会補助金	210	60	65
		町戦傷病者及び妻の会補助金		50	
		社会福祉協議会補助金	10,604	16,378	10,804
		軍恩連村岡支部補助金		50	
		町遺族会補助金	180	188	
		町老人クラブ助成金	1,960	4,265	5,124
		敬老会補助金	870	1,493	2,328
		住宅改造成事業費補助金		1,050	1,000
		高齢者生きがい基金促進委員会補助金(特養)		5,200	
		心身障害者(児)扶養共済制度加入補助金	80		
		百寿祝品	300	300	995
		介護手当	5,220	1,400	2,020
		日常生活用品給付事業扶助費	339	952	910
		温泉保養館おじろん入館補助金	1,690		
		訪問入浴介護事業促進費補助金	55		
		民生児童委員協議会補助金	1,417	1,944	4,061
		地域福祉事業助成金			64
公費負担制度事務協力交付金		396	924	810	
特別養護老人ホーム建設償還金補助金				14,825	
社会福祉法人利用者負担軽減補助金		863	1,018	120	
ふれあい旅行補助金			160		
私立保育園処遇改善費補助金		550	2,250		

参 考 資 料

協議項目	補助金、交付金等の取扱い	協議細目		
		こどもの遊び場用地対策補助金		301
		子育てつどいの広場運営費補助金		100
		保育事業補助金	18,429	14,896
		出産育児一時金	900	4,500
		葬祭費	1,500	6,000
	農林水産関係事務事業の取扱い	有機の里推進対策事業費補助金	300	1,000
		生産組織育成強化対策事業費補助金	170	793
		国内農業生産流通体制整備対策事業費補助金		66
		棚田保全活動補助金	1,100	400
		農業近代化資金利子補給金	40	150
		農業経営基盤強化資金利子補給金		0
		中山間地域等直接支払事業費補助金	26,342	49,042
		肉用牛振興対策事業利子補給金		230
		子牛導入資金利子補給金	2	
		有機センター運営対策事業費補助金		2,750
		優良肉用雌子牛保留対策事業費補助金	3,000	1,350
		子牛代金前払対策事業費補助金	111	175
		子牛品評会出品対策事業費補助金		210
		集落水田農業構造改革対策推進交付金	791	459
		水田農業構造改革対策事業費補助金	400	3,499
		梅出荷対策事業費補助金		200
		大豆出荷対策事業費補助金		450
		優良種子(小豆)補助金	500	
		新規就農実践事業費補助金		1,500
		農地流動化助成金		310
		村岡福岡地区農免農道推進協議会補助金		50
		緑の少年団連絡協議会交付金	50	837
		野猪防除柵設置事業費補助金	1,200	2,521
		林研グループ補助金	50	50
		森林技術者確保対策事業費補助金	577	1,131
		森林整備地域活動支援事業交付金	9,500	10,000
		環境対策育林事業費補助金	1,908	3,792
		矢田川等稚魚放流事業費補助金	1,300	2,000
		資材導入補助金		183
		三川地区振興対策補助金		34
		香住梨高品質コンクール助成金		50
		豊かな村づくり資金利子補給金		68
		小規模土地基盤整備事業補助金		700

参 考 資 料

協議項目	補助金、交付金等の取扱い	協議細目		
		農林道補修用原材料費補助金	3,500	200
		松林等保護事業補助金		137
		作業道開設事業補助金		360
		粗放的中間育成技術開発事業補助金		100
		水産加工業経営安定事業補助金		1,200
		活魚水槽設置事業補助金		1,552
		漁船建造等資金利子補給金		3,180
		水産加工業振興資金利子補給金		400
		水産加工業排水設備改修等資金利子補給金		800
		水産物PRイベント事業補助金		200
		水産物PR冊子等作成事業補助金		300
		魚類残さい等処理調査研究事業補助金		240
		漁獲共済加入者促進事業補助金		1,901
		農事部長協議会補助金	150	
		農業生産団体活動費補助金	210	
		耕作放棄地対策事業補助金	800	
		農業経営展開事業補助金	389	
		農業婦人グループ育成事業補助金	400	70
		和牛振興研究会補助金	200	
		有害鳥獣対策実証補助金	300	
		不妊牛見舞金	340	
		和牛飼育受託事業補助金	201	
		畜舎周辺環境改善対策事業補助金	100	
		増頭対策施設整備事業補助金	700	
		雌牛肥育事業補助金	300	
		和牛婦人部活動費補助金	50	
		2才雌牛共励会補助金	22	10
		和牛振興公社運営補助金	2,000	
		有害鳥獣被害対策助成金	315	
		森林整備奨励事業補助金	300	
		特用林産振興事業補助金	820	
	商工・観光関係事務事業の取扱い	消費者の会補助金	100	90 60
		シルバー人材センター運営補助金	2,088	3,415 2,000
		村岡町工業振興補助金		5,000
		町商工会補助金	3,700	3,800 8,500
		村岡町経営者協議会補助金		485
		商工会商業活性化事業費補助金	1,200	1,000 800
		中小企業振興資金特別利子補給金		2,500

参 考 資 料

協議項目	補助金、交付金等の取扱い	協議細目			
		村岡町商工業経営安定対策特別利子補給金		1,000	
		町観光協会補助金	7,517	6,090	9,000
		ふるさとの会補助金	1,500	1,662	
		特産物開発振興会補助金	30	475	
		村岡藩山名大名行列実行委員会補助金		200	
		村岡ガーデンクラブ補助金		93	
		商品券発行事業補助金	500	2,520	1,025
		町おこし事業補助金	1,300		
		杜氏組合補助金	665	1,520	20
		職業能力開発支援事業費補助金			450
		訓練センター業務補助金			1,500
		観光開発推進等特別交付金			2,150
		小代溪谷まつり補助金	400		
		つちのこ会活動費補助金	100		
		美方町観光大使温泉保養館入館料補助金	150		
		全国しゃくなげ公園まつり補助金	100		
		遊歩道整備事業補助金	300		
	建設関係事務事業の取扱い	小型除雪機械購入補助金	0		0
		山手土地区画整理組合運営事業補助金			25,856
	水道・下水道関係事務事業の取扱い	水洗便所等改造資金利子補給金	270	876	178
	学校教育関係事務事業の取扱い	美方郡東部PTA協議会補助金	13	25	
		町PTA協議会補助金		50	
		学校間連携推進協議会補助金		90	
		通学路街灯電気料金等補助金		450	
		但馬地区造形教育研究大会補助金	9	200	61
		教育研修所補助金	400	1,000	1,000
		むらおかっ子きょうだいづくり事業費補助金		270	
		いきいき学校応援事業費補助金	110	600	920
		通学費補助金	1,702	14,586	1,659
		自然学校推進事業費補助金	600	1,285	2,600
		生活指導対策費補助金		168	
		社会体験学習奨励費補助金	170	780	
		体育振興費補助金	1,600	3,300	3,200
		県庁見学補助金		285	
		障害児教育研究活動費補助金	20	30	
		但馬小学校社会科教育研究大会補助金		100	
		進学対策費補助金		47	
		部活動教諭旅費補助金	120	324	

参 考 資 料

協議項目	補助金、交付金等の取扱い	協議細目			
		自転車通学生着用ヘルメット購入費補助金	11	43	26
		新入生学級づくり自然体験事業費補助金		600	
		吹奏楽部振興費補助金		200	
		トライやる・ウィーク事業費補助金	300	750	1,514
		幼稚園運動会補助金		30	
		親子遠足補助金		135	
		学校給食地場産米利用促進補助金	448	701	0
		研究発表等大会出場費補助金			420
	社会教育関係事務事業の取扱い	町婦人会補助金	526	760	740
		町国際交流協会補助金	2,530	2,000	650
		町人権同和教育推進協議会補助金	1,140	630	1,270
		青い鳥学級開設補助金	72	100	
		家庭教育学級補助金	140	600	
		土曜いきいき教室事業費補助金		200	510
		青少年育成活動費補助金	671	899	890
		青少年研修派遣費補助金		200	
		文化協会補助金	460	300	200
		八幡山芸術祭補助金		500	
		町民ソフトボール、バレーボール大会補助金		80	
		町民運動会補助金	200	180	
		町体育協会補助金	430	1,020	1,000
		ダブルフルウルトラランニング補助金		2,300	
		残酷マラソン大会委託料	3,400		
		潮風マラソン大会補助金			2,500
		地域スポーツ活動支援事業委託料	350	350	360
		大会選手派遣補助金	100		400
		町民スキー大会補助金	100		
		ゲートボール協会補助金	50		
		グラウンドゴルフ協会補助金	400		
		ふれあい事業補助金	100		

参 考 資 料

協議項目	補助金、交付金等の取扱い	協議細目
先進事例	新市町名	調 整 内 容
	養父市	<p>各町の実情において、団体の育成及び事業振興の目的で執行している現行の各種団体への補助金、交付金の取り扱いについては、合併後の平成16年度までとし、次年度以降については、新市において公共性、有効性、公平性及び必要度の観点から制度化、予算措置を講じる。</p> <p>(1) 同一あるいは同種の補助金等については統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 独自の補助金等については、補助金等の目的を明確化し、従来の実績等を考慮し、均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金については、統合、廃止する。</p>
	朝来市	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯や実情等に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から次のとおり調整する。</p> <p>(1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 独自の補助金等については、従来の活動実績や地域の実情等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 他の補助金に整理統合できる補助金等については、関係団体と協議し、統合の方向で調整する。</p>
	丹波市	<p>現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては合併年度までとし、翌年度以降については、従来からの経緯、実情に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から、新たに制度化を図る。</p> <p>(1) 同一あるいは同種の補助金等については、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 独自の補助金等については、補助金等の目的を明確化し、従来の実績等を考慮し、均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金については、統合、廃止する。</p>

協議第31号

地方税の取扱い(その2)について

地方税の取扱い(その2)について提出する。

平成16年4月28日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	2 - (7)	地方税の取扱い
<p>1. 地方税の税率等の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民健康保険税について</p> <p>(医療分)</p> <p>賦課方式は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 賦課割合は、標準割合を基本に、低所得者に配慮して、新町の運営協議会において検討する。 保険税率は、新町における医療費に見合う税率を定める。ただし、急激な負担増加としないため、平成19年度までは不均一課税を実施する。 賦課限度額は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>(介護分)</p> <p>賦課方式は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 賦課割合は、標準割合を基本に、低所得者に配慮して、新町の運営協議会において検討する。 保険税率は、新町における介護納付金に見合う税率を定め、平成17年度から統一する。 賦課限度額は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>2. 納期については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民健康保険税については、村岡町の例による。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	地方税の取扱い(その2)		協議細目	
現況比較表	美方町		村岡町	
	<p>国民健康 保険税</p> <p>【医療分】</p> <p>1. 賦課方式 4方式(所得割、資産税割、均等割、平等割)</p> <p>2. 賦課割合 応能割 所得割 41.00% 資産割 9.00% 応益割 均等割 35.00% 平等割 15.00%</p> <p>3. 税率等 応能割 所得割 5.90% 資産割 25.81% 応益割 均等割 20,700円 平等割 17,800円</p> <p>4. 賦課限度額 53万円</p> <p>【介護分】</p> <p>1. 賦課方式 4方式(所得割、資産税割、均等割、平等割)</p> <p>2. 賦課割合 応能割 所得割 41.00% 資産割 9.00% 応益割 均等割 35.00% 平等割 15.00%</p> <p>3. 税率等 応能割 所得割 0.89% 資産割 5.92% 応益割 均等割 5,900円 平等割 3,500円</p> <p>4. 賦課限度額 8万円</p> <p>*平成14年度一人当たり調定額:64,300円 *平成14年度一世帯当たり調定額:134,045円</p>		<p>【医療分】</p> <p>1. 賦課方式 4方式(所得割、資産税割、均等割、平等割)</p> <p>2. 賦課割合 応能割 所得割 43.00% 資産割 11.00% 応益割 均等割 31.50% 平等割 14.50%</p> <p>3. 税率等 応能割 所得割 4.93% 資産割 19.91% 応益割 均等割 16,680円 平等割 16,680円</p> <p>4. 賦課限度額 53万円</p> <p>【介護分】</p> <p>1. 賦課方式 4方式(所得割、資産税割、均等割、平等割)</p> <p>2. 賦課割合 応能割 所得割 43.00% 資産割 11.00% 応益割 均等割 31.50% 平等割 14.50%</p> <p>3. 税率等 応能割 所得割 0.91% 資産割 5.08% 応益割 均等割 5,620円 平等割 3,480円</p> <p>4. 賦課限度額 8万円</p> <p>*平成14年度一人当たり調定額:56,415円 *平成14年度一世帯当たり調定額:127,170円</p>	
<p>納期</p> <p>国民健康保険税 5期(5月、7月、9月、11月、1月)</p>	<p>国民健康保険税 6期(5月、7月、9月、11月、1月、3月)</p>		<p>国民健康保険税 5期(5月、7月、9月、11月、1月)</p>	

参 考 資 料

国民健康保険被保険者・国保税および療養諸費の推移

(美方町)

年度	被保険者世帯数	被保険者数		国民健康保険税				総額(円)	療養諸費					老人保健拠出金(円)	年度末基金残高(千円)
		内老健	調定額(円)	徴収率	世帯当たり(円)	一人当たり(円)	保険者負担額(円)		高額療養費(円)	被保険者負担額(円)	他法負担(円)	受診件数			
平成8年度	566	1,241	413	94,301,400	99.39%	166,610	75,988	223,590,277	159,381,522	19,399,539	29,220,034	15,589,182	7,914	49,487,277	106,000
平成9年度	581	1,227	483	97,943,000	99.38%	168,577	79,823	238,149,023	167,785,701	20,562,474	33,561,360	16,239,488	7,869	59,693,276	120,000
平成10年度	592	1,242	487	96,281,200	98.80%	162,637	77,521	228,496,056	159,408,484	18,741,209	33,295,620	17,050,743	7,520	61,327,401	135,000
平成11年度	593	1,230	500	94,506,100	99.30%	159,369	76,834	239,868,928	168,472,688	21,754,002	32,689,411	16,952,827	7,800	78,312,291	140,400
平成12年度	589	1,217	504	90,446,400	98.92%	153,559	74,319	232,082,311	164,260,244	21,812,450	29,340,751	16,668,866	7,890	69,667,978	167,560
平成13年度	593	1,244	525	78,132,200	99.00%	131,758	62,807	224,563,422	158,159,231	22,623,929	27,309,720	16,470,542	8,025	90,114,006	157,424
平成14年度	614	1,280	555	82,303,900	98.93%	134,045	64,300	217,774,626	154,098,848	20,557,481	29,264,546	13,853,751	7,234	96,564,777	137,588

(村岡町)

年度	被保険者世帯数	被保険者数		国民健康保険税				総額(円)	療養諸費					老人保健拠出金(円)	年度末基金残高(千円)
		内老健	調定額(円)	徴収率	世帯当たり(円)	一人当たり(円)	保険者負担額(円)		高額療養費(円)	被保険者負担額(円)	他法負担(円)	受診件数			
平成8年度	1,274	3,017	898	210,770,600	99.04%	165,440	69,861	468,113,822	336,986,397	33,615,048	59,580,097	37,932,280	18,060	120,830,066	175,661
平成9年度	1,300	3,055	949	207,065,300	98.71%	159,281	67,779	437,881,404	309,492,009	28,552,482	59,169,647	40,667,266	17,998	151,252,503	216,912
平成10年度	1,320	3,072	1,004	207,171,700	98.69%	156,948	67,439	437,384,708	306,796,510	26,760,136	67,751,727	36,076,335	17,430	159,865,271	248,292
平成11年度	1,321	3,038	1,055	203,775,700	98.48%	154,259	67,076	413,359,765	291,209,934	23,614,369	62,710,669	35,824,793	17,116	142,523,500	255,475
平成12年度	1,335	3,065	1,101	206,368,200	98.16%	154,583	67,331	402,503,539	285,315,825	23,864,840	59,283,537	34,039,337	16,554	122,719,588	346,438
平成13年度	1,358	3,085	1,147	193,616,400	98.07%	142,575	62,761	448,672,169	318,388,842	33,057,891	62,796,822	34,428,614	16,637	172,850,805	355,046
平成14年度	1,373	3,095	1,184	174,604,400	97.58%	127,170	56,415	338,889,822	240,289,227	25,203,304	47,460,137	25,937,154	15,048	196,380,195	367,284

(香住町)

年度	被保険者世帯数	被保険者数		国民健康保険税				総額(円)	療養諸費					老人保健拠出金(円)	年度末基金残高(千円)
		内老健	調定額(円)	徴収率	世帯当たり(円)	一人当たり(円)	保険者負担額(円)		高額療養費(円)	被保険者負担額(円)	他法負担(円)	受診件数			
平成8年度	2,067	5,121	1,219	395,651,100	98.23%	192,864	77,260	873,071,329	633,925,373	59,496,367	186,575,437	52,570,519	33,510	216,448,959	118,917
平成9年度	2,102	5,084	1,295	388,637,800	98.22%	184,889	76,443	810,312,842	582,211,231	51,368,360	179,815,647	48,285,964	32,506	190,251,771	137,395
平成10年度	2,140	5,078	1,368	344,612,600	98.56%	161,033	67,863	807,245,756	574,391,082	52,071,488	182,417,142	50,437,532	33,215	209,350,914	173,534
平成11年度	2,188	5,128	1,452	351,521,700	98.69%	160,658	68,549	892,265,172	635,993,546	65,770,788	204,194,640	52,076,986	34,255	232,011,204	172,627
平成12年度	2,226	5,169	1,532	384,354,445	98.77%	172,665	74,357	879,477,548	622,952,960	65,116,612	196,751,905	59,772,683	33,705	215,692,846	173,150
平成13年度	2,317	5,333	1,605	414,460,500	97.71%	178,878	77,716	890,063,743	637,283,717	52,254,931	200,754,444	52,025,582	35,865	255,806,189	184,472
平成14年度	2,359	5,404	1,687	401,256,700	97.31%	170,096	74,252	801,488,441	573,154,320	64,172,340	181,671,076	46,663,045	32,909	333,117,584	160,012

* 国民健康保険税については、一般・退職被保険者分の合計額の数値である。
 * 平成12年度以降の国民健康保険税については、介護分を含んだ数値である。
 * 平成14年度の療養諸費については、制度改正に伴い11ヶ月分の数値である。

参 考 資 料

協議項目	地方税の取扱い(その2)	協議細目										
国保税の試算及び基金保有額試算例												
	内容		平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度
			美方町	村岡町	香住町	美方町	村岡町	香住町	美方町	村岡町	香住町	新町全域
パターン1	現在の税率に大きな差があるため、新町において基準(目標)となる税率を設定して、合併時の各町の税率から段階的に統一する。	軽減前一人当り調定額(円)	63,193	60,245	77,296	67,393	67,003	79,523	71,552	73,604	81,691	81,530
		軽減前世帯当り調定額(円)	126,496	130,799	172,798	134,904	145,470	177,777	143,230	159,803	182,624	177,805
		基金繰入(千円)	20,920	58,868	19,803	16,128	40,177	9,382	11,382	21,917	注1 -762	0
		基金残(千円)	62,667	208,416	80,208	46,538	168,238	70,827	35,156	146,321	71,589	253,066
パターン2	合併時の各町の税率を、3年間維持して、平成20年度より税率を統一する。	軽減前一人当り調定額(円)	58,954	53,363	75,013	58,954	53,363	75,013	58,954	53,363	75,013	81,530
		軽減前世帯当り調定額(円)	118,011	115,858	167,696	118,011	115,858	167,696	118,011	115,858	167,696	177,805
		基金繰入(千円)	25,757	77,903	30,483	25,757	77,903	30,483	25,757	77,903	30,483	0
		基金残(千円)	57,830	189,381	69,528	32,072	111,477	39,046	6,315	33,574	8,563	48,452

注1: マイナスの場合は、基金を積立てることになる。

* 基金繰入額の計算は、新町の一人当り調定額から基金繰入後の一人当り調定額の差額により算出している。

<計算例>

美方町のパターン1の17年度基金繰入額

$$\left(\begin{array}{l} \text{新町一人当り調定額} \\ 81,530\text{円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{美方町一人当り調定額} \\ 63,193\text{円} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{美方町被保険者数} \\ 1,141\text{人} \end{array} = 20,920\text{千円}$$

参 考 資 料

協議項目	地方税の取扱い(その2)	協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容	
	養父市	1 国民健康保険税の賦課期日、納期については、養父町・大屋町の例による。 2 国民健康保険税の税率及び賦課基準については、新市に移行後、速やかに調整する。	
	朝来市	1 国民健康保険税の税率等の取り扱いについて (1) 基礎課税額の課税限度額については、4町に相違がないため現行のとおりとする。基礎課税額の税率は、医療費に見合う税率を定める。 (2) 介護納付金課税額の課税限度額については、4町に相違がないため現行のとおりとする。 介護納付金課税額の税率は、介護給付金に見合う税率を定める。 (3) 算定の方法は、仮算定を採用する。 (4) 納税義務の発生、消滅に伴う賦課については、4町に相違がないため現行のとおりとする。 (5) 軽減については、4町に相違がないため現行のとおりとする。	
	丹波市	各税の納期は、地方税法に定める納期とする。但し、固定資産税の第1期納期を5月とし、国民健康保険税の納期は10期(6月～3月)とする。 1 国民健康保険税は、新市において均一課税とする。	
	豊岡市	1 国民健康保険税の取扱い 経費の負担方式は、現行のとおり国民健康保険税方式とする。 税率は、各年度において見込まれる事業費から、国庫負担金、療養給付費負担金及び一般会計繰入金その他の財源を控除した額により決定する。 国民健康保険財政調整基金等に係る差異は、合併後3年以内を目途として、不均一課税によって調整する。	

協議第32号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて提出する。

平成16年4月28日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (9)	国民健康保険事業の取扱い
<p>1 . 出産育児一時金については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>2 . 葬祭費については、現行のとおり新町に引き継ぐ。</p> <p>3 . 出産育児一時金貸付金については、香住町の例により、兵庫県国保連合会に委託して実施する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	国民健康保健事業の取扱い		協議細目	
現況比較表		美方町	村岡町	香住町
	出産育児一時金	<p>1. 支給概要 国保被保険者が出産したとき、その世帯の世帯主に対し1児当たり300千円を支給する。</p> <p>(1) 支給条件 妊娠4ヶ月(85日以上)を超える出産であれば、生産、死産、人工流産の別を問わない。</p> <p>(2) 支給制限 1年以上社会保険の被保険者であった人が資格喪失の日の後、6ヶ月以内に分娩したときは社会保険から一時金が支給される。</p>	同左	同左
	葬祭費	<p>1. 支給概要 国保被保険者が死亡したとき、その葬祭執行人に対して50千円を支給。</p>	同左	同左
出産育児一時金貸付金	該当なし	<p>1. 運用形態 町単独で、出産費資金貸付基金により運用している。</p> <p>2. 支給条件 国民健康保険の被保険者で妊娠4ヶ月(85日以上)を超える方。</p> <p>3. 貸付額 240千円を限度(支給見込額の10分の8以内の額)</p>	<p>1. 運用形態 兵庫県国民健康保険団体連合会に委託している。</p> <p>2. 支給条件 次の要件のいずれかを満たす国民健康保険の被保険者。</p> <p>(1) 出産予定日まで1ヶ月以内の方。</p> <p>(2) 妊娠4ヶ月(85日以上)以上であり、当該出産に要する費用について医療機関等から請求を受け、又はその費用を支払った方。</p> <p>3. 貸付額 240千円を限度(支給見込額の10分の8以内の額)</p>	

参 考 資 料

協議項目	国民健康保健事業の取扱い		協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容		
	養父市	<ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児医療費助成については、八鹿町・養父町の例による。 2 母子家庭等の医療費の助成については、養父町の例による。 3 国民健康保険税の賦課期日、納期については、養父町・大屋町の例による。 4 国民健康保険税の税率及び賦課基準については、新市に移行後、速やかに調整する。 		
	朝来市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険保健事業について <ul style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険保健事業については、合併時に実施会計及び事業内容を再編する。 新市においても引き続き保健、医療、福祉との連携を図りながら、国民健康保険被保険者の健康づくりに関する事業を実施する。 2 各種保険給付について <ul style="list-style-type: none"> (1) 出産育児一時金については、4町に相違がないため現行のとおりとする。 (2) 葬祭費については、4町に相違がないため現行のとおりとする。 3 国保世帯主医療費助成事業（町単独）について <ul style="list-style-type: none"> (1) 国保世帯主医療費助成事業（町単独）については、合併時に廃止する。 		
	丹波市	<ol style="list-style-type: none"> 1 賦課方式は、現行のとおりとする。 2 保険税率は、医療分及び介護分それぞれにより定める。 3 納期については、10期とする。 4 一般会計繰出し金は、法定基準による。 5 財政基金は、合併時の残高を持ち寄る。 6 国民健康保険運営協議会については、新市において調整する。 		

協議第33号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて提出する。

平成16年4月28日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (10)	介護保険事業の取扱い
<p>1 . 介護保険事業計画については、合併当初においては旧町の集合をもって新町の計画とし、平成17年度に新町としての次期運営期間における介護保険事業計画を策定する。</p> <p>2 . 介護保険料独自減免事業については、減免内容は村岡町の例により合併時に統一し、基準については合併時まで調整する。</p> <p>3 . 美方町が実施している保険料市町村間格差解消事業については、第2期介護保険事業計画運営期間中であり、現在の計画の最終年度である平成17年度まで継続して実施する。</p> <p>4 . 社会福祉法人等による利用者負担額減免措置事業については、美方町、村岡町の例により統一する。</p> <p>5 . 保険料の納期については香住町の例により統一し、保険料については、平成20年度まで不均一賦課とする。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	介護保険事業の取扱い		協議細目	介護認定審査会については一部事務組合等の取扱い(その2)とする
現況比較表	介護保険事業計画	<p style="text-align: center;">美方町</p> <p>1. 事業の目的 介護保険制度の円滑な施行を確保するために定める</p> <p>2. 事業の内容 介護保険制度の円滑な施行を確保するために、要介護者等の実態を踏まえ、将来の介護サービスの必要量を見込んだ上で、サービスの供給体制の整備を計画的に進めるため、取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、介護保険事業計画を定める</p> <p>3. 事務処理 (1) 計画作成の時期 第2期事業計画期間は平成15年度から19年度までだが、保険料率の適用期間が平成15年度から17年度までとなるため、平成17年度中に作成を完了する</p> <p>(2) 計画の期間及び見直しの時期 第2期事業計画は、平成15年度から19年度までの5か年を計画期間とし、3年ごとに見直しを行う。第3期事業計画は、平成17年度までに見直しを行い、平成18年度から22年度までを計画期間として作成する</p> <p>(3) 計画作成のための体制 計画は、老人保健福祉計画と一体的に作成される。従って、健康福祉係、老人福祉センター、在宅介護支援センター及び町社協との調整が必要である 計画の策定は、町老人保健福祉計画策定委員会において審議される</p> <p>(4) 計画の作成方法 「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成11年厚生省告示第129号、改正平成14年厚生労働省告示第193号)」に基づき作成する</p>	<p style="text-align: center;">村岡町</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>	<p style="text-align: center;">香住町</p> <p style="text-align: center;">同 左</p> <p style="text-align: center;">(3) 計画作成のための体制 同左</p> <p style="text-align: center;">計画の策定は、健康づくり推進協議会において審議される。</p>

参 考 資 料

協議項目	介護保険事業の取扱い		協議細目															
現況比較表	美方町		村岡町		香住町													
	介護保険料 独自減免事 業	1. 生活困窮 該当なし 2. 生計中心者が特別な事情により収入が 激減した場合 該当なし 3. 災害等 (1) 住宅災害: 災害により受けた損害金額を 4区分し、全所得段階を対象に4分の1 相当額から全額を軽減 (2) 死亡: 生計中心者の死亡については、 全所得段階を対象に全額を免除 (3) 重大な障害: 生計中心者の重大な障害 については、全所得段階を対象に10分 の9相当額を軽減 4. 刑事施設への収監 該当なし	1. 生活困窮 (1) 前年の世帯収入が50万円以下で、(3)の条件をす べて満たす者: 第1段階の2分の1相当額又は第2段 階の3分の2相当額を軽減 (2) 前年の世帯収入が100万円以下で、(3)の条件を すべて満たす者: 第2段階の3分の1相当額を軽減 (3) 条件 ア. 市町村民税課税者と生計を共にしない。 イ. 市町村民税課税者の扶養を受けない。 ウ. 預貯金の保有額が350万円未満。 2. 生計中心者が特別な事情により収入が激減した場合 (1) 当年の世帯収入が50万円以下で(3)の条件をすべ て満たす者: 第1段階の2分の1相当額又は第2段階 の3分の2相当額を軽減 (2) 当年の世帯収入が100万円以下で(3)の条件をす べて満たす者: 第2段階の3分の1相当額を軽減 (3) 条件 ア. 市町村民税課税者を生計を共にしない。 イ. 市町村民税課税者の扶養を受けない。 ウ. 預貯金の保有額が350万円未満。 (4) 当年の世帯所得が1千万円以下で、特別な事情が 生じた年の世帯所得が前年に係る世帯所得の5割 以下である者で次に掲げる区分による。 ア. 翌年度の市町村民税について世帯員全員が 税と見込まれる者: 第3段階の10分の2相当額、 段階の10分の3相当額又は第5段階の10分の 相当額を軽減 イ. 翌年度の市町村民税について本人が非課税 3. 災害等 同 左 4. 刑事施設への収監 収監期間について、全額を免除	1. 生活困窮 (1) 生計中心者の申請日以後1年間の総所得金額の見 込額が、前年分の所得税額の計算上適用されるべ き諸控除額に損害金額、社会保険料及び医療費を 加えた額に満たない者 ・一時所得を除く所得金額500万円以下 減免率1/2 ・一時所得を除く所得金額1,000万円以下 減免率1/4 2. 生計中心者が特別な事情により収入が激減した場合 (1) 総所得金額の見込額が申請日前の1/2に減少する と認められる者 ・前年中の一時所得を除く総所得金額が 1,000万円以下である者 減免率1/2 3. 災害等 災害により受けた損害金額が、その財産の価格の 3/10以上である場合、かつ前年中の所得金額が 1,000万円以下である者 損害程度 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">3/10以上5/10未満</td> <td style="width: 20%;">500万円以下</td> <td style="width: 20%;">1/2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>750万円以下</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>750万円超</td> <td>1/8</td> </tr> <tr> <td>5/10以上</td> <td>500万円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>750万円以下</td> <td>1/2</td> </tr> </table> 4. 刑事施設への収監 該当なし	3/10以上5/10未満	500万円以下	1/2		750万円以下	1/4		750万円超	1/8	5/10以上	500万円以下	全額		750万円以下
3/10以上5/10未満	500万円以下	1/2																
	750万円以下	1/4																
	750万円超	1/8																
5/10以上	500万円以下	全額																
	750万円以下	1/2																

参 考 資 料

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議細目	
現況比較表	<p style="text-align: center;">美方町</p> <p>社会保障制度の意味の理解として、日本全国どこに住んでいても同じ負担割合で、同じ高度な介護サービスが受けられるべきとの考え方にに基づき、ある程度圏域、郡単位での保険料格差を解消する単独施策として実施。(合併まで継続) 一般財源の介護特別会計へのその他繰入により保険料を減額。 第1期運営における保険料月額3,512円を2,706円に減額 12年度 2,233千円 13年度 6,790千円 14年度 9,033千円 15年度 8,603千円</p>	<p style="text-align: center;">村岡町</p> <p style="text-align: center;">該当なし</p>	<p style="text-align: center;">香住町</p> <p style="text-align: center;">該当なし</p>
	<p>社会福祉法人等による利用者負担額減免措置</p> <p>社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担減額措置事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 減免措置事業内容 生計困難者に対する利用者負担額の減免措置 特別地域訪問介護加算に係る利用者負担額の減免措置 2. 減免対象者 高額介護サービス費に係る利用者負担上限額が最も低い所得区分に属する者 利用者負担が減免されなければ生活保護受給者となってしまう者 世帯の年間収入が100万円(世帯員3人以上は、1人につき28万円加算)以下の者で、課税者に扶養されていない者及び活用できる資産を有しない者。 3. 事務内容 申請受付決定事務 毎月6月上旬更新 確認証の発行事務 減免法人に対する助成 4. 県補助金申請請求事務 補助率 3/4 	<p style="text-align: center;">同 左</p>	<p style="text-align: center;">同左</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 減免措置事業内容 同 左 2. 減免対象者 同 左 同 左 その他住民税世帯非課税者であって上記に準ずるものと町長が認めた者 3. 事務内容 同 左 4. 県補助金申請請求事務 同 左

参 考 資 料

協議項目	介護保険事業の取扱い		協議細目	
現況比較表		美方町	村岡町	香住町
	介護保険率及び賦課	<p>1.平成15年度介護保険料</p> <p>第1段階 18,600円 第2段階 27,900円 第3段階 37,200円 第4段階 46,500円 第5段階 55,800円</p> <p>2.普通徴収の納期</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 9月1日から同月30日まで 第3期 11月1日から同月30日まで 第4期 1月1日から同月31日まで</p> <p>3.仮徴収</p> <p>前年の所得が確定しなければ当該年度における保険料の算定はできないが、4月1日以降であれば保険料を賦課徴収できる。前年所得が確定するまでは、仮算定した額で仮徴収する(特別徴収のみ)</p> <p>4.本算定</p> <p>6月に市町村民税が確定した後に、所得段階を決定し、保険料が確定する</p> <p>5.賦課更正</p> <p>年度途中で所得更正があった場合は、それに伴って所得段階の変更が生じれば保険料も変更となる。また、年度途中で資格を取得(転入、65歳到達)した場合や資格を喪失(転出、死亡等)した場合も保険料を変更する</p> <p>6.基金残高</p> <p>5,000千円(平成14年度末)</p>	<p>1.平成15年度介護保険料</p> <p>第1段階 17,280円 第2段階 25,920円 第3段階 34,570円 第4段階 43,210円 第5段階 51,850円</p> <p>2.普通徴収の納期</p> <p>同 左</p> <p>3.仮徴収</p> <p>同 左</p> <p>4.本算定</p> <p>同 左</p> <p>5.賦課更正</p> <p>同 左</p> <p>6.基金残高</p> <p>6,210千円(平成14年度末)</p>	<p>1.平成15年度介護保険料</p> <p>第1段階 14,400円 第2段階 21,600円 第3段階 28,800円 第4段階 36,000円 第5段階 43,200円</p> <p>2.普通徴収の納期</p> <p>第1期 4月1日から同月末日まで 第2期 6月1日から同月末日まで 第3期 8月1日から同月末日まで 第4期 10月1日から同月末日まで 第5期 12月1日から同月末日まで 第6期 2月1日から同月末日まで</p> <p>3.仮徴収</p> <p>同 左</p> <p>(普通徴収第1期・第2期も仮徴収を行う)</p> <p>4.本算定</p> <p>同 左</p> <p>5.賦課更正</p> <p>同 左</p> <p>6.基金残高</p> <p>96,390千円(平成14年度末)</p>

参 考 資 料

協議項目	介護保険事業の取扱い	協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容	
	養父市	<p>1 在宅介護支援センターについては、現行のまま新市へ引き継ぐ。ただし、新市に1ヶ所基幹型在宅支援センターを設置する。</p> <p>2 介護認定審査会については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>3 介護認定調査委託料については、八鹿町・大屋町の例による。</p> <p>4 介護保険料については、現行のまま新市へ引き継ぎ、第3期で統一する。</p> <p>5 介護保険運営協議会の構成員については八鹿町の例とし定数は22名とする。</p> <p>6 国の特別措置は、新市へ引き継ぐ。</p> <p>7 町単独事業である利用者負担額助成事業は、平成17年3月までとし、事業内容・対象者の範囲・内容等については、合併時まで調整する。</p> <p>8 利用者負担軽減方針については、新市において検討するものとする。</p>	
	朝来市	<p>1 介護保険給付にかかる事務 (1) 介護保険給付にかかる事務手順については、4町に相違がないため合併時に統合する。 (2) 介護報酬支払いにおいて、受領委任払いを採用する。</p> <p>2 介護保険要介護認定 (1) 介護認定審査会については、4町で共同運営されており、相違がないため合併時に統合する。 (2) 訪問調査委託料については、合併時に山東町、朝来町の金額に統合する。 (3) 被保険者番号は合併時に再編する。</p> <p>3 介護保険事業計画 (1) 平成14年度に4町で策定した第2次介護保険事業計画を基本に、合併時に新市の介護保険事業計画を策定する。 介護サービス内容の充実、利用範囲の拡大等により住民サービスの向上に努める。</p> <p>4 介護保険料率及び賦課 (1) 第1号被保険者の普通徴収の納期を6期(偶数月)とする。 (2) 保険料の徴収方法は、仮徴収を採用する。 (3) 介護保険料については、合併時に統一料金になるように再編する。保険料額については、新市の介護保険事業計画の介護サービス等を勘案し料金を設定する。</p>	
	丹波市	<p>1 統一時期は平成17年4月1日。合併年度は従前による。</p> <p>2 第1号被保険者の保険料の普通徴収の納期については、年6期とする。</p> <p>3 介護保険給付費準備基金の取扱いについては、合併時にその全額を持ちよる。</p>	

協議第11号(継続)

新町の名称について

新町名称の選定について協議する。

平成16年4月28日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	1 - (3)	新町の名称
新町名称応募結果に基づいて新町にふさわしい名称を選ぶため、別紙のとおり第一次選定を行うこととする。		

平成 年 月 日確認・継続協議

新町名称候補の第一次選定について

1. 第一次選定における確認事項

(1) 投票の方法

- 1) 全応募作品（300作品）の中から各委員が3作品以内を投票し、集計の上、上位10作品を選定する。
- 2) 投票は、“表記”と“よみ”をセットで投票する。
- 3) 投票は、無記名とする。
- 4) 第1候補に記載された作品は3点、第2候補に記載された作品は2点、第3候補に記載された作品は1点として集計する。
- 5) 集計の結果、第10位前後の作品が同点となり複数となった場合は、その作品の中から各委員が1作品を投票する決選投票を行い、上位の作品から第一次選定に加えていくものとする。決選投票は、第10位が確定するまで行う。

(2) 選定の観点

次に掲げる項目を選定の観点とする。

- 1) 地域が地理的にイメージできる名称
- 2) 地域の特色をあらわす名称
- 3) 地域の歴史文化にちなんだ名称
- 4) 合併を記念した名称
- 5) その他新町にふさわしい名称

(3) 第一次選定結果公表方法

上位10作品の名称のみを50音順に発表する。

2. 立会人の選出

議長による指名

3. 投票

(1) 投票用紙配布

(2) 記入

(3) 投票（議長が一人ずつ委員氏名を読み上げ順次投票する。）

4. 開票

立会人による開票結果の確認

5. 第一次選定作品の発表

新町名称応募作品のうち既存市町村と同一名称のもの

表記及びよみが同じのもの

応募作品			県名	町名	よみ	合併の状況
一覧表	名称表記	名称よみ				
20	温泉町	おんせん	兵庫県	温泉町	おんせん	浜坂町・温泉町合併協議会
108	三和町	さんわ	茨城県	三和町	さんわ	古河市・総和町・三和町合併協議会
			広島県	三和町(神石郡)	さんわ	神石郡合併協議会(神石高原町)
			長崎県	三和町	さんわ	長崎地域合併協議会(長崎市)
189	三方町	みかた	福井県	三方町	みかた	上中町・三方町合併協議会
201	三川町	みかわ	山形県	三川町	みかわ	庄内南部地区合併協議会
204	美川町	みかわ	石川県	美川町	みかわ	松任・石川広域合併協議会(白山市)
			山口県	美川町	みかわ	岩国地域合併協議会(岩国市)
214	美里町	みさと	埼玉県	美里町	みさと	児玉地域合併協議会
			和歌山県	美里町	みさと	野上町・美里町合併協議会
224	美都町	みと	島根県	美都町	みと	益田市・美都町・匹見町合併協議会(益田市)
226	緑町	みどり	兵庫県	緑町	みどり	緑町・西淡町・三原町・南淡町合併協議会(南あわじ市)
231	美浜町	みはま	愛知県	美浜町	みはま	
			福井県	美浜町	みはま	
			和歌山県	美浜町	みはま	美浜町・日高町・由良町合併協議会
238	海山町	みやま	三重県	海山町	みやま	尾鷲市・紀伊長島町・海山町任意合併協議会
244	三和町	みわ	京都府	三和町	みわ	福知山市・三和町・夜久野町・大江町合併協議会
			広島県	三和町(双三郡)	みわ	三次市・双三郡・甲奴町合併協議会(三次市)
245	美和町	みわ	愛知県	美和町	みわ	
			山口県	美和町	みわ	岩国地域合併協議会(岩国市)
275	山川町	やまかわ	徳島県	山川町	やまかわ	麻植郡合併協議会(吉野川市)
			福岡県	山川町	やまかわ	
276	大和町	やまと	新潟県	大和町	やまと	六日町・大和町合併協議会
			岐阜県	大和町	やまと	2004年3月1日合併【郡上市】
			山口県	大和町	やまと	光市・大和町合併協議会(光市)
			福岡県	大和町	やまと	柳川市・大和町・三橋町合併協議会
			佐賀県	大和町	やまと	佐賀市・諸富町・川副町・東与賀町・久保田町・大和町・富士町合併協議会

新町名称応募作品のうち既存市町村と同一名称のもの

表記が同じでよみの異なるもの

応募作品			県名	町名	よみ	合併の状況
一覧表	名称表記	名称よみ				
16	海山町	うみやま	三重県	海山町	みやま	尾鷲市・紀伊長島町・海山町任意合併協議会
22	海山町	かいさん				
23	海山町	かいざん				
24	海山町	かいせん				
170	豊山町	ほうさん	愛知県	豊山町	とよやま	
171	豊山町	ほうざん				
275	山川町	やまかわ	鹿児島県	山川町	やまがわ	指宿地区4市町合併協議会
276	大和町	やまと	宮城県	大和町	たいわ	
			広島県	大和町	だいわ	三原市・本郷町・久井町・大和町合併協議会(三原市)

市名又は村名と表記又はよみが同じもの

応募作品			県名	市名・村名	よみ	合併の状況
一覧表	名称表記	名称よみ				
76	清川町	きよかわ	神奈川県	清川村	きよかわ	
			大分県	清川村	きよかわ	大野郡5町2村合併協議会
108	三和町	さんわ	新潟県	三和村	さんわ	上越地域合併協議会
201	三川町	みかわ	新潟県	三川村	みかわ	東蒲原郡町村合併協議会(阿賀町)
204	美川町	みかわ	愛媛県	美川村	みかわ	かみうけな合併協議会(久万高原町)
213	美郷町	みさと	徳島県	美郷村	みさと	麻植郡合併協議会(吉野川市)
214	美里町	みさと	三重県	美里村	みさと	津地区合併協議会(津市)
221	三鷹町	みたか	東京都	三鷹市	みたか	
245	美和町	みわ	茨城県	美和村	みわ	大宮町・山方町・美和村・緒川村・御前山村合併協議会
276	大和町	やまと	神奈川県	大和市	やまと	
			茨城県	大和村	やまと	岩瀬町真壁町大和村合併協議会
			山梨県	大和村	やまと	東山梨地域合併協議会
			鹿児島県	大和村	やまと	
			島根県	大和村	だいわ	邑東合併推進協議会

新町名称候補 第一次選定結果

一覧表 No.	名称表記	よ み
36	香 住 町	か す み
45	かに力二町	かにかに
50	香 美 町	か み
183	美 香 町	み か
191	美 方 町	み か た
199	美 香 村 町	みかむら
213	美 郷 町	み さ と
247	村 岡 町	むらおか
251	村 香 美 町	むらかみ
263	矢 田 川 町	やだがわ